

浄化槽関連の書類提出先及び手続きに関するお問い合わせ先

浄化槽を設置する市町村	担当行政機関及び窓口	電話番号	FAX番号	所在地
市原市	千葉県環境生活部 水質保全課浄化槽班	043-223-3813	043-222-5991	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 (千葉県本庁舎3階)
市川市、習志野市、八千代市 浦安市	葛南地域振興事務所 地域環境保全課	047-424-8092	047-421-1590	〒273-8560 船橋市本町1-3-1 (フェイス7階)
松戸市、野田市、流山市 我孫子市、鎌ヶ谷市	東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課	047-361-4048	047-361-4098	〒271-8560 松戸市小根本7 (千葉県東葛飾合同庁舎内)
成田市、佐倉市、四街道市 八街市、印西市、白井市 富里市、酒々井町、栄町	印旛地域振興事務所 地域環境保全課	043-483-1447	043-486-7570	〒285-8503 佐倉市鏡木仲田町8-1 (千葉県印旛合同庁舎内)
香取市、神崎町、多古町 東庄町	香取地域振興事務所 地域環境保全課	0478-54-7505	0478-52-5529	〒287-8502 香取市佐原イ92-11 (千葉県香取合同庁舎内)
銚子市、旭市、匝瑳市	海匝地域振興事務所 地域環境保全課	0479-64-2825	0479-63-9898	〒289-2504 旭市二1997-1 (千葉県海匝合同庁舎内)
東金市、山武市、大網白里市 九十九里町、芝山町 横芝光町	山武地域振興事務所 地域環境保全課	0475-55-3862	0475-55-8312	〒283-0006 東金市東新宿1-11 (千葉県山武合同庁舎内)
茂原市、一宮町、睦沢町 長生村、白子町、長柄町 長南町	長生地域振興事務所 地域環境保全課	0475-26-6731	0475-26-6733	〒297-8533 茂原市茂原1102-1 (千葉県長生合同庁舎内)
勝浦市、いすみ市、大多喜町 御宿町	夷隅地域振興事務所 地域環境保全課	0470-82-2451	0470-82-4164	〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻472-2 (千葉県夷隅合同庁舎内)
館山市、鴨川市、南房総市 鋸南町	安房地域振興事務所 地域環境保全課	0470-22-8711	0470-22-0074	〒294-0045 館山市北条402-1 (千葉県安房合同庁舎内)
木更津市、君津市、富津市 袖ヶ浦市	君津地域振興事務所 地域環境保全課	0438-23-2285	0438-23-2287	〒292-8520 木更津市貝渕3-13-34 (千葉県君津合同庁舎内)
千葉市	千葉市環境局 資源循環部収集業務課	043-245-5251	043-245-5477	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
船橋市	船橋市環境部 環境保全課	047-436-3813	047-436-2446	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
柏市	柏市環境部 環境政策課	04-7167-1695	04-7163-3728	〒277-8505 柏市柏5-10-1

浄化槽の使用等に係る必要な手続き

- 新しく設置した浄化槽の使用を開始した場合 … ▶「浄化槽使用開始報告書」の提出
- 浄化槽管理者が変わった場合 … ▶「浄化槽管理者変更報告書」の提出
- 浄化槽の使用を一時的に休止する場合 休止時 ▶「浄化槽使用休止届出書」の提出(清掃の実施記録とともに届出)
再開時 ▶「浄化槽使用再開届出書」の提出
- 浄化槽の使用をやめる場合 … ▶「浄化槽使用廃止届出書」の提出

届出様式や詳しい情報について、千葉県、千葉市、船橋市、柏市のホームページをご覧ください。



法定検査・保守点検・清掃・設備工事の相談先

<法定検査に関する事項(指定検査機関)>

機 関 名
公益社団法人 千葉県浄化槽検査センター
〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1
TEL.043-246-6283

一般社団法人 千葉県環境財団
〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1
千葉県ガス石油会館3階
TEL.043-246-2079

<保守点検及び清掃に関する事項>

一般社団法人 千葉県環境保全センター 〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1 TEL.043-245-4222

<設置工事に関する事項>

一般社団法人 千葉県浄化槽協会

担当 区域
船橋市、八千代市、習志野市、浦安市、市川市、柏市、野田市、我孫子市、鎌ヶ谷市、
松戸市、流山市、印西市、成田市、富里市、八街市、四街道市、佐倉市、白井市、
香取市、銚子市、旭市、匝瑳市、山武市、東金市、大網白里市、茂原市、栄町、
酒々井町、神崎町、東庄町、多古町、芝山町、横芝光町、九十九里町、白子町、
一宮町、睦沢町、長南町、長柄町、長生村

千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市、いすみ市、勝浦市、鴨川市、
南房総市、館山市、御宿町、大多喜町、鋸南町



千葉県で浄化槽を使用される皆様へ

浄化槽を正しく、快適にお使いいただくために



浄化槽はきちんと管理すれば、家庭から出る排水を長くきれいにしてくれる優秀な
排水処理装置です。浄化槽を正しく理解するために一緒に浄化槽のことを勉強しましょう。

Q1 新しく浄化槽を使い始める
時の手続きを教えて!

Q2 日常の維持管理は
どうすればいいの?

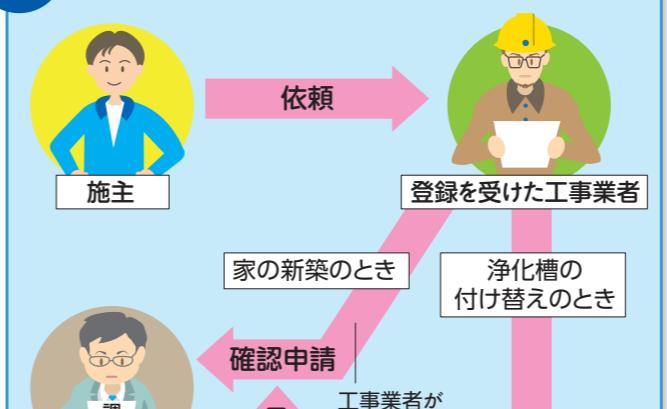
Q3 そもそも浄化槽って
どういうもの?

Q1 新しく浄化槽を使い始める
時の手続きを教えて!

A | 浄化槽の設置には申請(届出)が必要!
初回の保守点検と7条検査受検を忘れずに!

浄化槽の設置から維持管理まで

1 浄化槽設置の手続き



振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。	通常払込料金加入者負担					
加入者名	金額						
金額	千	百	十	万	千	百	十
※	おなまえ	ご依頼人	様				
※7条検査依頼領収書							
料金	日	附	印				
備考	この受領証は、大切に保管してください。						

Point

設置手続時の
申請書類には、
7条検査の
検査手数料の
納付書の写し
を貼付してください。
※納付書は7条検査申込書
を兼ねます。

2 浄化槽使用開始前の手続き

使用開始前に保守点検業者と契約し、
初回の保守点検を受けましょう。



3 浄化槽使用開始後の手続き

使用開始後30日以内に「使用開始報告書」を
行政機関(裏面)に提出。

注:過去に設置され、既に使用を開始している浄化槽の管理者が
変わった場合には、「管理者変更報告書」を提出(③、④は不要)。

4 設置後の法定検査(7条検査)

使用開始後3~8か月の間に
検査を行う必要があります。
指定検査機関から案内があり
ますので、受検してください。



指定検査機関がお伺いして
浄化槽の設置が正しく行われ
ているかどうかを調べます

5 これ以降は 日常の維持管理(中面 Q2)へ

Q2

日常の維持管理はどうすればいいの?

A

「保守点検・清掃・法定検査」の3つの義務が定められているので、適切な維持管理を!

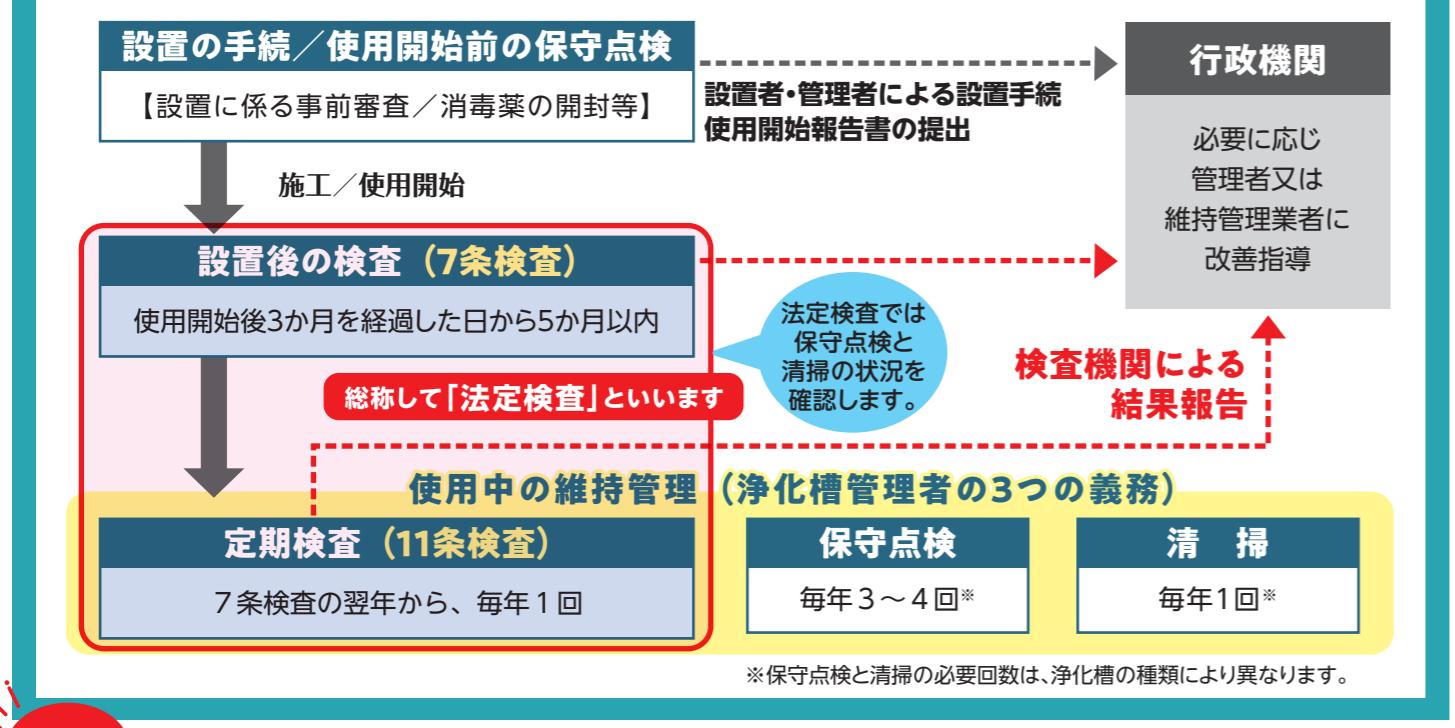
Q3

そもそも浄化槽ってどういうもの?

A

汚れた水をきれいに浄化する、各家庭等に設置された小さな下水処理場のようなもの!

浄化槽を適正に管理するための流れ



Point

浄化槽管理者の3つの義務(保守点検・清掃・法定検査)について

浄化槽の「保守点検」「清掃」「法定検査」は以下のとおり、それぞれ役割が異なり、浄化槽法で実施が義務付けられていますので、全て欠かさず実施してください。



保守点検

装置の調整、消毒剤の補充、修理など
(県等の登録を受けた**民間の保守点検業者**が行う)



清掃

浄化槽内部にたまつた汚泥のバキュームカーによる引抜き、内部洗浄など
(市町村等の許可を受けた**民間の清掃業者**が行う)



法定検査

設置工事・保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽が正常に機能しているかを検査
(千葉県知事が指定した検査機関(**指定検査機関**)が行う)

法定検査で行う検査内容

- 外観検査**：設置状況、設備の稼働状況、悪臭の発生状況、消毒の実施状況など
- 水質検査**：水素イオン濃度(pH)、残留塩素濃度、透視度などの水質に関わる項目
- 書類検査**：設置工事及び初回の保守点検(7条検査)、保守点検及び清掃(11条検査)の記録を確認

千葉県の11条検査には2つの方式があります

- ①**全項目検査**：指定検査機関の検査員が訪問し、検査を行います。
 - ②**BOD検査**：保守点検業者に所属する採水員が採水し、BOD(水の汚れの程度を示す値)の分析結果を基に、指定検査機関が検査の判定と結果書を発行します。
- 5年に一度又は前年の結果が不適正の浄化槽は①の全項目検査となります。

浄化槽や下水処理場の役割は、台所やトイレなどから出る汚れた水が環境を汚さないように、浄化してから川や海に戻すこと。地域の特徴を活かして、処理方法が選ばれています。

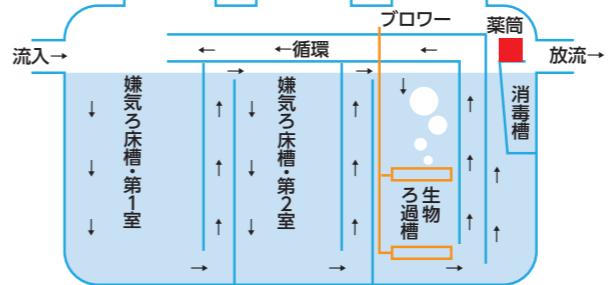
同じ排水の処理施設である下水処理場(集合処理)と比べると、浄化槽(個別処理)は以下のようないい点があります。

- 個人住宅なら車1台のスペースがあれば設置でき、工事が短時間かつ簡単で済む。
- 長い下水管を敷設する必要がなく、人口の増減に左右されない効率的な整備ができる。
- 浄化した水をすぐ川に戻すため、川の水量が維持される。
- 大規模災害に強く、復旧も早い。



合併処理浄化槽の仕組み

(嫌気ろ床生物ろ過方式)



- 現在の浄化槽の処理能力は、下水処理場などに引けを取らない、優秀な個別処理型の水質浄化システムです。
- 浄化槽の中では、微生物が汚れを食べて分解しており、浄化の仕組みも下水処理場と同じです。

浄化槽法定検査の手数料 (令和8年4月1日～)

検査区分	設置後の検査(7条検査)	定期検査(11条検査)
10人槽以下	11,000円	6,000円
11～20人槽	14,500円	10,500円
21～50人槽	15,500円	11,500円
51～100人槽	18,500円	14,500円
101～300人槽	20,500円	16,500円
301～500人槽	22,500円	18,500円
501人槽以上	26,500円	22,500円

※単独処理浄化槽、合併処理浄化槽で手数料は同額です。
※2つの指定検査機関で同額(非課税)となります。

法定検査を受検済みの浄化槽の近くにはこれらのステッカーが貼付されています。



浄化槽の維持管理には一括契約制度をご利用ください

保守点検業者が窓口となり、浄化槽管理者に義務付けられた保守点検・清掃・法定検査の3つの申込手続きをまとめて行います。手続きの煩わしさが解消され、浄化槽の適正管理が確保されます。

※契約している保守点検業者が一括契約に対応しているかについては、直接保守点検業者にお問い合わせください。

※料金については、それぞれ別途請求になります。

浄化槽のことがわかりましたか?「保守点検・清掃・法定検査」をしっかり続けて、ご自宅の浄化槽を大事に使ってください!

